

令和 3 年度

岡山県健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

岡山県監査委員



岡 監 発 第 8 0 号  
令和 4 年 1 1 月 7 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太 様

岡山県監査委員 木 口 京 子

岡山県監査委員 中 川 雅 子

岡山県監査委員 浅 間 義 正

岡山県監査委員 飛 山 美 保

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び  
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。



# 健全化判断比率審査意見書

## 第 1 監査等の種類

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の審査

## 第 2 審査の対象

令和 3 年度岡山県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第 3 審査の着眼点

提出された健全化判断比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りがな  
いか、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されて  
いるか。

## 第 4 審査の実施内容

審査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和 2 年 3 月 27 日岡  
山県監査公表第 5 号）に準拠し、比率の算定に必要な決算書及び参考資  
料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴  
取し、実施した。

## 第 5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記  
載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であることを確認し  
た。

また、実質赤字及び連結実質赤字は、発生しておらず、実質公債費比  
率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。

比 率 名	令和 3 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	8.75%	15%
実質公債費比率	11.1%	25%	35%
将来負担比率	170.4%	400%	

# 資金不足比率審査意見書

## 第 1 監査等の種類

資金不足比率の審査

## 第 2 審査の対象

令和 3 年度岡山県の各公営企業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第 3 審査の着眼点

提出された資金不足比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りがないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

## 第 4 審査の実施内容

審査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和 2 年 3 月 27 日岡山県監査公表第 5 号）に準拠し、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、実施した。

## 第 5 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であることを確認した。  
なお、各会計の資金不足は、生じていない。

会 計 の 名 称	令 和 3 年 度	経 営 健 全 化 基 準
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	—	20%
岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	—	20%
岡山県港湾整備事業特別会計	—	20%
岡山県営電気事業会計	—	20%
岡山県営工業用水道事業会計	—	20%
岡山県流域下水道事業会計	—	20%



